

別表 1

普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）

2. 条例で定める行為

（ は適用を示す ）

行 為 の 基 準		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
<p>ア. 土地の形質の変更 （土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）</p>	<p>（ア）大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配又は緑化等により景観への影響を緩和すること。</p> <p>（イ）切土又は盛土によって生ずる法（小段等によって上下に分離された法がある場合は、その上下の法を一体のものとする。）の高さの最高限度は4メートルとし、法の長さが30メートルを超える場合にあっては高さ3メートル以下とするよう努めること。ただし、法面に植樹するもの、若しくは法の前面に植樹（概ね法の高さ以上に生育する樹種で、法の高さの2分の1以上の樹高のものに限る。）するもので、良好な景観の形成が図られる措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>（ウ）敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>						

(エ) 木竹の保全

木竹の保全が行われる土地の面積の最低限度は、次に定めるところによるものとする。ただし、樹木の集団の保全が行われるべき土地に代わる土地における移植又は植樹の措置を講ずる場合、又は土地の形質の変更後の地貌が道路その他の公共の場所から容易に望見できない場合にあっては、この限りでない。

飯田市緑の育成条例第10条第1項に規定する緑地保全配慮地区又は同条例第12条第1項に規定する準緑地保全配慮地区の土地の区域に存する高さが5メートル以上の健全な樹木の集団を土地の形質を変更する区域に含む場合にあっては、当該樹木の集団の面積が土地の形質を変更する区域の面積の60パーセント未満の場合はその樹木の集団の全てを、それ以外の場合は土地の形質を変更する区域の面積の60パーセントに相当する面積の樹木の集団を保全するよう努めること。

に規定する土地の区域以外の土地の区域であって、地上1.5メートルにおける幹周り1.5メートルを超える健全な樹木若しくは高さが10メートル以上の健全な樹木の集団を土地の形質の変更をする区域に含む場合にあっては、当該樹木の集団の面積が土地の形質を変更する土地の面積の25パーセント未満の場合はその樹木の集団の全てを、それ以外の場合は土地の形質を変更する土地の面積の25パーセントに相当する面積の樹木の集団を保全するよう努めること。

(オ) 木竹の植栽

土地の形質を変更する土地が、飯田市緑の育成条例第23条第1項に規定する緑化推進重点地区又は第24条第1項に規定する準緑化推進重点地区（以下「緑化推進重点地区等」という。）の土地であるときは、適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度は、緑化推進重点地区等の土地の面積に対し、25パーセント又は飯田市緑の育成条例第4条第1項に規定する緑の基本計画において定める緑化率のいずれか少ない比率に相当する土地の面積とするよう努めること。ただし、土地の区画形質を変更する土地の面積が1,000平方メートル未満である場合、又は土地の形質の変更後の地貌が道路その他の公共の場所から容易に望見できない場合にあっては、この限りでない。

<p>イ． 土石の採取 及び鉱物の 掘採 (採取等の 方法、採取 等後の緑化 等)</p>	<p>(ア) 周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 (イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>						
<p>ウ． 木竹の植栽 又は伐採</p>	<p>【植 栽】 (ア) 敷地境界には樹木等を活用し、周辺景観に調和するよう配慮すること。 (イ) 周辺の建築物等と比べて突出する規模の建築物等にあつては、建物周りの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路その他の公共の場所又は公衆が容易に立ち入ることができる場所からの景観に配慮した周囲の緑化に努めること。 (エ) 樹 種 ・ 植栽する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 植栽する樹種は周辺の樹林等周辺景観と調和するものとする。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 【木竹の伐採】 (ア) 周辺景観への影響を考慮すること。 (イ) 皆伐はできるだけ避けるとともに、地上より 1.5メートルの高さにおける幹周り 1.5メートルを超える樹木、高さ 10メートル以上かつ樹冠が 10メートルを超える樹木の伐採は避けること。 (ウ) 道路から公衆によって容易に望見できる木竹等の集団は、切り倒した木竹を放置する等の著しく不良な景観とならないようにすること。 (エ) 伐採を行った後は、その周辺の景観が良好に維持できるように、植栽等の代替措置を講ずること。</p>						

<p>エ． 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	<p>(ア) 物件を積み上げる場合は、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ垂直に積み上げることを避けて威圧感のないようにすること。 (イ) 道路から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和する仕様となるよう努めること。</p>						
<p>オ． 水面・湿地等の埋立て又は干拓</p>	<p>(ア) 埋立て後の土地は、植栽等緑化措置をするなど周辺景観への配慮をすること。 (イ) 護岸は出来るだけ石材等の自然素材を用いること。 (ウ) 必要により生物の生育環境に配慮し、護岸は水辺に親しめる形態とするなど親水性のある形態とするよう配慮すること。 (エ) 法面が生じる場合は芝又は植栽等の緑化措置をすること。</p>						
<p>カ． 特定照明</p>	<p>(ア) 周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺の自然環境への影響が最小限となるよう留意すること。 (イ) 白色光（自然光）を原則とすること。 (ウ) 動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。 (エ) 照明時間帯 ・ 営業時間外は照明しないこと。 ・ 22 時以降は照明しないこと。 (オ) 照明する箇所の面積の合計 ・ 300 平方メートルを超えないこと。 ・ 150 平方メートルを超えないこと。</p>						